

H16年9月議会 一般質問

発言の種類	質疑	一般質問	緊急質問	討論	その他
件名	(1) 学校給食について (2) 都市計画について (3) 下水道整備について				
発言の要旨 (討論の場合は 賛成反対の別)	(1) 学校給食について (ア) 給食時の食育指導について ・ 食する時間、残滓 (イ) センターに配送校の引き取り時間について << 追求 >> ・ 米飯給食5回の取り組みについて ・ 米飯の供給業者の検討について (2) 都市計画について (ア) 市街化調整区域の開発について A) ゆとり居住区域の指定について B) スケジュールについて (イ) 都市計画区域の見直しについて A) 伯仙地区 B) 線引き廃止問題について (3) 下水道整備について (ア) 今後の整備計画について < 追求 > ・ 生活廃水対策の進展にともない、し尿収集業者の対応について				

○（森議員）（登壇） 私は学校給食について、そして都市計画について、下水道整備について、大要3点について質問をいたします。市長、教育長の明快なる答弁を求めるものであります。

まず大項目1点目として、学校給食について伺います。先日、住吉小学校の保護者の方から、子どもは1年生だが給食時間内に給食が食べられず、いつも途中で先生から片づけ、片づけと急がされ、時間が足りずともに給食を食べていない、何とかありませんかと相談をいただきました。また1学期最後の給食の日でしたが、会派協働クラブで箕蚊屋中学校に出かけ、学校のお世話になり子どもたちと一緒に給食を食べてまいりました。当日お邪魔したクラスは4時限目が体育、水泳でありましたが、たまたま1年で一番時間のない、給食の時間の足りない日に当たったという学校の説明ではございましたが、給食の準備がおくれ、実際に子どもたちが給食を食べることができた時間はたった5分間のみでありました。片づけが始まり、食べ切れない給食が無残にも残しへと変わっていく姿を目撃をいたしました。なぜ食べる時間をとることができないのかと学校に伺うと、給食センターからの引き取りの時間があるので、それに間に合わせるためには仕方がないとのことでありました。そこで給食を余裕を持って食べることができ、かつ食育の場とするためにセンターからの引き取り時間の調整及び学校の体制の変更を求めて、以下質問をいたします。1番目として、学校現場での給食の準備、食事、片づけ等の時間配分について。2番目として、前後の時間について。そして3番目として、食育の取り組みについて伺います。そして学校給食センターから学校へと給食を輸送するその体制、時間について伺います。

次に大項目2番目として、都市計画について伺います。平成12年の都市計画法の改正に基づき、都市計画マスタープランにおいて農振法に基づく農用地区域を除く一部市街化調整区域において開発緩和地域、すなわちゆとり居住区域の設定をすることではありますが、その内容及び設定に至る手法及びスケジュールについて伺います。

次に都市計画区域については、一番最後に合併した伯仙地域は区域に指定されておられません。また周辺町村は日吉津村、淀江町を除き都市計画区域の設定をしていません。淀江町は都市計画区域の設定はしておりますが、いわゆる市街化区域、市街化調整区域の線引きをしておりませんが、本市においてはその線引きをし、市街化区域は開発が促進をされ、地価もそれにつれて上昇をしたところであります。このため開発圧力は地価の安い市街化調整区域や周辺町村へと大きく流出したと考えております。特に市街化調整区域においては、開発抑制をしたために法をかいくぐる違法建築ではないかとおぼしき住宅建設が多数見受けられるほか、都市計画区域設定のない周辺町村、すなわち西伯町、会見町、岸本町、そういったところに大規模な住宅開発が進み、また伯仙地域にも大規模な開発が進みました。また市街化区域は、農地転用が届け出制のために旗ヶ崎や三本松に見受けられるように、緊急車の進入もままならないよう

な地域も見受けられるところであります。このため都市計画でもくろんだ秩序ある米子市の発展ということにはなっていないのではないかと考えています。加えて本来、都市計画は市町村界をもって行うものではなく、生活圈をもって行うものと考えます。そこで、伯仙地域を編入するなど都市計画の見直しの考えはないのか伺います。また線引きをしたために地価の安い線引きをしていない区域に開発が逃げている現状から、都市計画区域の網をすべてにかけるとともに先進地、香川ですが、香川のように条例により開発行為を許可制にするともに線引きを廃止をする考えはないか伺います。

最後に大項目3番目として、下水道の今後の整備方針について伺います。先日、建設水道委員会で会津若松市に生活排水対策についての行政視察を行ってまいりました。会津若松市では本市と同じく公共下水道、そして集落排水事業をもって全市の生活排水対策をする計画としておりました。平成12年度に国土交通省、農水省、そして環境省の単価検討基準が示されたことから、公共下水道、集落排水事業、合併処理浄化槽の1戸当たりの費用の比較をもとに会津若松市下水道整備基本構想を平成15年度に見直し、公共下水道は市街化区域のみを整備する、これまでに着工した集落排水事業は完成させるが、それ以外は中止し、残るすべての区域は市町村設置型の合併処理浄化槽設置事業で行うことといたしました。一方、本市の下水道整備は外浜の区域についてはあと35年かかると言われております。本市は都市計画税を課していないため、市街化区域のみを優先して生活排水対策をしていくことについては私は市民の理解を得ることはできないと考えます。同じ税率で税金を払っているながら生活排水対策について70年の開きが起きることは、とても均衡ある市の発展とは言えません。このことから本市においても今後の生活排水対策をするに当たり考え方を改め、市町村設置型合併処理浄化槽を導入するべきと考えますが、市長の考え方を伺います。

質問は以上ですが、答弁を受け再質問をいたします。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） （登壇） 森議員の御質問にお答え申し上げます。

まず市街化調整区域の開発緩和区域の内容及び設定に至る手法についてのお尋ねでございますが、市街化調整区域の開発許可に係る法改正により、市が規制緩和する区域やその区域の環境を阻害しない建築物の用途などを条例化することにより、その規定に合う建築物は開発許可を受け建築できるようになりました。区域指定要件として1つ目として、市街化区域に隣接近接した地域、2つ目として、市街化区域と一体的な日常生活圏である地域、3つ目として、おおむね50戸以上の建築物が連たんする地域や公共施設が整備されている地域であることが必要でございます。この開発緩和区域を設定するといたしますと、隣接近接する市街化区域及び規制緩和地域外の市街化調整区域等への影響が大きく、さらに都市計画以外の行政施策への影響も予想されますため、市関係部局はもちろんのこと国、県等の関係機関とも十分な検討を行う必要があ

ると考えております。また市民生活や産業への密接な影響を及ぼすことから、地元住民、事業者等の意見も取り入れて検討する必要があると考えております。

次に、開発緩和区域検討のスケジュールでございますが、今年度は市内部の関係課の所属長等をメンバーとする庁内検討組織を立ち上げ、規制緩和の素案を策定しながら住民の意向調査を実施し、意見を反映させてまいりたいと考えております。今後の開発緩和区域設定の時期につきましては、検討結果に基づき関係機関との調整を図り、議会ともよく御相談しながら取り組んでいきたいと考えております。

次に、都市計画区域の見直しについての御質問でございますが、伯仙地区は豊かな田園環境と大山山ろくを主体とし広大な農地が広がっております。しかし御指摘のように、近年大規模な住宅地開発やミニ開発により無秩序な都市的土地利用が進んで、住環境や営農環境の悪化が懸念されております。したがって昨年度策定しました都市計画マスタープランでは、伯仙地区は豊かな自然環境や田園環境のもとに調和のとれたまちづくりをするため、地域の皆様の御意見を聞きながら、また関係機関とも協議を行い都市計画区域への編入を検討したいと考えております。線引き廃止についてでございますが、市街地の無秩序な拡大を防ぐとともに基盤整備が不十分な市街地の形成を強く抑制する必要があり、引き続き線引き制度は保持する必要があると考えております。

次に、今後の下水道整備計画につきましては、公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図っていくため、下水道事業の促進は大変重要な課題であると認識しております。公共下水道と合併処理浄化槽を長期的な視点で対比いたしますと、合併処理浄化槽の費用がかさむため公共下水道で整備する方がコスト的に安くなると考えておりますが、最近の社会情勢の変化も勘案しながらより安いコストで効率的に整備する方向を目指すことは重要でございますので、関係機関と協議を行い、市町村設置型の合併処理浄化槽も視野に入れて調査、研究をしてみたいと考えております。

○（生田議長） 山岡教育長。

○（山岡教育長） （登壇） 給食時間の配置等4点についてお答えをいたします。

まず小学校での給食の時間配分についてでございますけれども、学校により多少の差異はございますが、住吉小学校を例にとりますと12時15分に4校時が終了いたします。それから給食に入るわけですが、給食の時間は大体1時までの45分間ですので、準備に15分かかったとしても30分は食事の時間をとることができます。大体どの学校も時間的には12時15分から12時20分の間ということでございます。1時から休憩に入り、学校から給食輸送用配送車が出るのが大体1時30分ですので、多少給食時間がおくられても対応は可能であるというぐあいに考えております。学校でも、特に1年生の場合は余裕を持って食事ができるよう早めに給食をとりにいくような配慮がな

されておると思います。

次に中学校の給食でございますが、御案内のとおり中学校は箕蚊屋中学校だけということで、中学校の4校時の終わりの時間は大体12時45分から50分の間ということで小学校とは随分時間的に違いはございますけれども、授業の時間に合わせた輸送計画を作成しており、また給食時間が多少遅くなっても配送車を待たせておりますので、給食センターの引き取り時間に合わせるため給食時間がとれないということはないと考えております。ただし先ほどお話がありましたように、4校時目に体育の授業、特に水泳の時間等があった場合は着がえの時間等がございますので、やや給食の時間が短縮されて窮屈な面はあろうかというぐあいにも思います。そこらは御理解いただきたいというぐあいに思います。

次に食育についてでございますが、今年度より食教育専任の学校栄養職員の加配を受けて、この職員を中心にいたしまして学校栄養職員6名が協力しながら学校を計画的に訪問して、教科、あるいは特別活動の、あるいは総合的な学習の時間や給食時間に食に関する全般的な指導を行っております。また学校給食センターや共同調理場の調理員も給食時間に学校を訪問いたしまして直接子どもたちと触れ合い、給食をつくる側の立場で食べ残しが無い、少なくするようにといったような児童に呼びかけをいたしております。

次に、給食センターからの配送体制についてでございますが、委託しております民間業者の配送車5台で輸送に当たっております。この1台の配送車がそれぞれの学校、コースによってですけども2往復しておるというのが実態でございます。ですから5台でもって10往復ということでございますので、時間的には学校には2往復するわけですから、遅い便でも11時50分から12時10分の間には到着して、子どもたちが給食ができるようにという配慮がしてあります。給食終了後は、そこに待っておる車が大体1時20分から1時30分ごろに出発してセンターに帰ってくるという時間割を組んでおります。御指摘のように配送時間に問題があれば再度調査をいたしまして、必要があれば輸送計画全体を見直すことは可能でございますので、これは御理解いただきたいと思っております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） それでは順次再質問をしてみたいと思っております。

まず学校給食の問題から入りますが、1点だけ答弁漏れがありましたのでこれお願いしたいんですが、給食の時間の前後の時間、いわゆる前の時間は当然4時限目で授業なんですけれども、給食が終わった後の時間のことをちょっとお願いします。

○（生田議長） 山岡教育長。

○（山岡教育長） 失礼しました。大体1時までが給食の時間で、その後子どもの休憩時間というのが1時20分から30分まで。それから子どもたちは掃除にかかります。それから次、これは時間がまちまちですけども5校時の始

まりということに時間が配分してあるはずです。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） いわゆる給食センターから配送を受けている学校についての問題なんですけれども、単独校は自分のところに給食室がありますので、例えばあるクラスが食べるのが遅かったとしても随時別の早く終わったクラスが片づけをして持ってきて、調理員はそれを片づけに入るとこういうことでいいんですけれども、センターからの給食を供給されている学校についてはどうしても学校給食センターに戻っていく配送車、この時間にかかなり制約をされている、こういう状態だと思っています。ここのところを私はたまたま一番給食の時間がない日に当たったとはいえ、行政も金を出して、あるいは調理員の皆さんも一生懸命つくった給食が時間がないという、いわゆるシステムによって食べられないままに残しへと変わっていく、その姿を見て、これは非常に問題があるのではないかなと思ったわけです。それがたまたまたった1日のことかもしれません。ですが住吉小学校のそのお母さんのお話によると、1年生で準備にも時間がかかり、なおかつ食べる時間がなくて食べれないと。こういったことがいつもになっていると。これが本当に大きい話になっているのかもわかりませんが、これ非常に重大な問題だと思っています。これはいろんな意味で改善をする余地がないかなと思っていますが、1つにはいわゆる給食室といいますが、小学校では給食を受け取る場所がありますよね。いわゆる校舎の端で、そこんどこに一遍に子どもたちがとりに来て混雑をするということも1つでしょうし、それから校舎の大きさ、校舎が住吉小学校なんか一番大きいところですから非常にそこが混雑するのではないかなと思うんです。そうするとどうしても時間がかかってしまう。そこんところでもうちょっと弾力的な運用ができないかと思うんですけれども、教育長にちょっとそのあたりの考え方を伺います。

○（生田議長） 山岡教育長。

○（山岡教育長） 今おっしゃったような例が事実であれば、これは私も黙っておるわけにはなりませんけれども、例えば住吉小学校の1年生の問題ですけれども、ちょっと学校の方に私も実は問題があるもんですから確認しました。ところが校長からこういうコメントをいただいております。1年生については早めに準備をするので50分、60分を十分確保しておると。また特に1年生は入学してから、1月もありませんけれどもかなりおくれて給食が始まりますので、初めての給食ですので非常に時間をかけておると。したがって今話があったようにせかしてはよはよということは、そういう保護者の方がむしろそれは誤解であろうと。そういうことはないはずですということをはっきり校長は言っております。私もそういうことがもしも1年生に事実ほかの子どもにもあるであれば、そういう話は当然私の耳に入ってくるはずですけども、今のところはそういった話は聞いておりません。

それから中学校の問題ですけれども、5分間でということをおっしゃいました

けれども、これはひどいなというぐあいに私も思います。いかに事情があろうとも、給食を5分で食べてあとはおしまいと言えば残さいにするよりは手がないうわけですから、これはもったいない話でもあるし、物を大切にするという面からも非常に私にしてみれば不本意でありますので、そういったことについてはしっかりまた学校の方に指導しておきますので御理解を賜りたいというぐあいに思います。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） ぜひ調査もしていただきながら善処をお願いをしたいと思えます。

それから食育の取り組みであります。先ほど栄養職員が増員をされてと、また調理員も現場に出てということで、一緒に食べてということで非常にいい取り組みをしていただいていることに敬意を表するところではあります。ですが前の教育長の答弁にもありましたが、学校によっていわゆる残さいが少ない学校と、そして多い学校とやっぱりあるということは教育長も認識をされているというのが前回の定例会でも質問の中での答弁でありました。このことをとらえて私はやっぱり学校の伝統だということのたしか答弁で出たとは思いますが、やはり食育の取り組みができてるかできてないかでそれが違うのではないのかなと思うところでありまして、ぜひ学校によつての取り組みをお願いをしたいなと思うところです。それについては例えばこれは1つの案ですけれども、学校ごとに、学年ごとにとか、あるいはそのクラスごとに毎月残さいの量を計って行って、それを例えばグラフにしながら今月はこのクラスが一番残さいが少なかったから表彰するとか、そういうようなものも学校ごとにつくりながらとか、そういうような指導もできないのかなと思うわけです。そういうようなことも1つの提案として私は申し上げますけれども、ぜひそういうものを取り入れながらもその残さいの少ないような形で、あるいはその給食の意義、そういったものを子どもたちにわからせながらというような指導をぜひお願いをしたい、そういうふうと思うところです。

次に、今回の陳情にも上がってますが、農協、農業者団体から米飯給食5回に回数をふやしてくれと、こういうような陳情が上がっておりますが、このことについて教育長の見解を求めます。

○（生田議長） 山岡教育長。

○（山岡教育長） 現在、米飯は週3回ということになっておりまして、6月だったでしょうか、この3回を4回にふやしてはどうかという質問があったと思えますけれども、すぐ右から左にふやすわけにはなりませんので、しばらく時間をいただいて調査をさせていただきますという話をしたと思えますけれども、その後学給の方にも、県の方にもその話をいたしまして、業者が変えられるのであれば3回の米飯を4回にしてもいいかという今問い合わせをいたしております。それが可能であれば、あと業者との関係になろうかと思えますけれども、今後検討をしてみたいというぐあいに考えております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 県の学校給食会との関係でという答弁なんですけれども、そこで前回6月の議会でも米飯給食の供給業者をかえることができないかという趣旨で質問をしたんですけれども、その中でも今までの関係があつてすぐには難しいと、だれども検討はして見なければならぬと考えているとこういうような答弁だったと思います。そこで今の答弁もやっぱり県の学校給食会を通じてできないとできないんだというような趣旨の答弁だったと思うんですけれども、もともとこの米飯給食というのは県の学校給食会をどうしても通さなくてはならないというようなシステムになってるんですか。それとも米子市の学校給食会、あるいは教育委員会で直にできるというようなことになってるんでしょうか。それを今は県の学校給食会を通してやってるんだけれども、だけれども米子市でもできるんだよと、こういったシステムですか。ちょっとシステムを教えてください。

○（生田議長） 山岡教育長。

○（山岡教育長） おっしゃるように、米子は単独で米を買い入れて米飯をつくるということは可能でございます。西部の方では日南町が多分地産地消ということで、日南でとれた米を子どもたちが食べておるというシステムをとっておりますから、米子だけで米飯をするということは可能ですけれども、ただ学校、県の方を通しておるということは米だけではなくしてパンにしても、あるいは副食の方、野菜を購入するか肉を購入するかという場合に大量に買入れるとそれだけ安いというメリットがあるもんですから、県の給食会を通しておるとするのが実態です。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 米子市の単独でもできるという答弁をいただきましたので、今のパン業者から供給を受ける米飯が3回が限度だというようなことを前に伺っております、それは月、水、金の御飯を供給をして、あいてる火曜日、木曜日にはその容器を洗うんだとこういうぐあいのことだったと思うんですけれども、そういった中では3回が限度ということで前回はその答弁を受けていて、それを今回はそのパン業者に対して4回にできないかということをお伺い合せているんだとこういう答弁だったと思いますが、前回は供給業者をかえるような検討をお願いをしたいということをお願いをしたところなんですけれども、それも含めて例えば米子市単独という形で県の学校給食会から離れて、例えば米子の米を直接、地産地消をしながら米子市の米をおいしい形で、いわゆるパン業者がパン釜で炊く御飯ではなくて、ちゃんとした御飯を炊く機械で炊いた御飯を子どもたちに私は供給したい、食べさせてやりたいとそういうふうに思ってるんですけれども、ちょっと教育長のお気持ちを伺います。

○（生田議長） 山岡教育長。

○（山岡教育長） 私は何も米飯の回数にこだわっておるものではございません。そもそもパン給食が米飯が取り入れられるようになったのは昭和51年い

うことで、これは給食法の規則改正でもって米飯給食を入れてもいいよということになったわけですね。それからおよそ40年がたっておるわけですが、日本全国の米の消費量というのは当時から比べれば今は半分であるということをよく言われますよね。これは食生活そのものが子どもの給食だけでなくして、全体がそういうことでパンが入ったりいろんなことが入って米の消費量が落ちておるといことが言われるわけですし、これは回数をふやすことというのは私は簡単なことだと思います。ただ米の副食と、御飯のときの副食とパンのときの副食というのはこれは全部種類が違うわけですよ。もちろん御案内のとおり、我々が自宅でパン食を朝しても食べるものというのは玉子焼き食べたりとかハムとかソーセージとか、そういったものになってくる。それから御飯のときというのはまた違って、みそ汁を食べたりあれを食べたりということで副食が随分違ってくるわけです。その全体を考えたときに、結構1食当たり、ちょっと計算させたんですけれども27円から米飯にしたときというのは金額がまた変わってくるわけですよ。そういったこともありますし、給食法でもって米飯の回数を何回にこなさいというまたはっきりした基準もないわけなんです。ですから自由にこれを5回にしてもいい、4回でも構わんというぐあいに私は思います。ですからその回数にこだわるわけではありませんけれども、この間もお話ししましたようにパン業者は3回しかできないという話をしましたけれども、その後センターの方で話をさせたら、4回でどうでもやれということであれば4回でもやりますよという話が数日前に入ってきましたから、業者もそれだけの努力はしましょうと。これは死活問題ですから、パン業者からすべてを取り上げてしまうということは自分たちの商売が上がったりになるという話も聞かされました。そういった心情からして見やすげに3回を4回、4回をすべて米飯にということはちょっと考えさせてもらいますという話をしたわけです。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 私はパンが嫌いなわけではなくて、御飯も好きですしパンも好きなんですけれども、やはり子どもたちの家庭の中では朝のパン食というのは結構あるんじゃないかなと思うんですよね。それが昼にもパンになっていくというと、どうしても食生活が偏ってしまうというようなこともあって、できれば昼食は御飯でということがいいのではないかなと思っておりますので、ぜひこれには努力をいただきたいというふうに思います。そして前回もお願いをした件ですけれども、いかにおいしい御飯を子どもたちに食べてもらえるかということについて、ぜひ教育長も格段の研究、努力をお願いをして次に進みます。

次に、下水道の整備の問題について伺います。今回初めて、市町村設置型の合併浄化槽についても視野に入れて検討するということでした。大分ぐるぐる回ったような答弁でしたけれども、初めて検討するというのをこの本会議場で答弁がありました。これまではとにかく公共下水道が安いのでという一辺倒

の答えをいただいております。ですがこのままでいくと、本当に弓ヶ浜半島の境港に一番近い地区はいつになるかわからないということだったわけでして、そういうことからすればこの市町村設置型、合併処理浄化槽の未来は非常に私は明るいものじゃないかなと思うんです。特にこれまでやってきた既に設置をされた合併処理浄化槽についてもいわゆる寄附を受けるという形で、これは会津若松市ではやっていたんですけども、そういうようなこともしながら少しでも早くこの生活排水対策が全市域にやられていくことが私は非常に重要だと思っています。そういった意味も含めて、検討というのはどれぐらいの期間を持ってどういうふうにされるのかちょっと具体策を伺います。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、その社会経済情勢の変化もあるわけでございますし、それから費用対効果の面ももちろん検討しなきゃならないわけでございます。いずれにしてもより安いコストで効率的に整備する方向を目指すということは重要だと思っておりますので、先ほど申し上げましたように市町村設置型の合併処理浄化槽も視野に入れて調査、研究してまいりたいと考えております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 私は前回か前々回だったと思うんですが、都市計画税を取るべきだということで主張しながら、市街化区域から都市計画税を取って、その財源をもとに下水道整備をしていくべきだということを申し上げました。その前提はとにかく外浜地域、内浜地域はすべて公共下水道でやっていくんだとこういう前提での私の提案であったんですけども、それがこの市町村設置型の合併処理浄化槽を含めて検討するということになれば、私は都市計画税は取る必要はないとそういうふうに思ってます。現行の市街化区域も、そして市街化調整区域についても同時にこういった生活排水対策と一緒にやられるということであれば、私はそれでいいんでないのかなと思っています。特に早くこの生活排水対策がやられたところとそうでないところと、質問の中では70年の開きがあるというようなことも申し上げましたが、早くできたところは本当にもう自分のところは課題が済んでいてもうどうでもいいことになっている。だけれどもいつまでたっても自分のところは生活排水対策されない、そういったところは非常に不満が残って、同じ市民でありながら、同じ税金を払っているながら大きく違うということは本当に問題だと思うんですね。特に公共下水とそれと集落排水対策だけでやっていくということになれば、現在し尿処理をされているし尿収集業者の皆さんはどんどん仕事がなくなっていく、それだけになっていると思うんですね。そういう中であってはこの市町村設置型の合併処理浄化槽の導入事業は、今度はその管理をそのし尿処理の収集業者の皆さんが業態変更をしながらやっていけると思うんですが、その辺はどういうふうに考えておられるかちょっと伺います。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） いずれにいたしましても下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の整備に伴いまして、し尿処理の業務というのは減ってくるわけでございます。これに対しましてはいわゆる合特法というのがございまして、これに基づく代替業務を検討する必要があると考えております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 私も、その合特法に従って、計画をつくることができるという法律のようですけれども、それに従っていけば新たな業務をつくっていくということがやっぱり市にとっての1つの課題だと思っておりますので、その意味からしても地域ごとにこの合併処理浄化槽の管理を任せていく業者をつくっていく、そういった意味でも非常にいいのではないかなと私は思っておりますので、ぜひ精力的な検討をいただいて早いうちにこの結論を出していただきながら、どこまでは公共下水道でやる、どこからは合併処理浄化槽でやるんだということをやったり早目に打ち出さずして、そうしないと今家を建てようか建てまいかと思っている人たちにとってはこれは非常に重要なことでして、そのことが市はいつまでたっても方針を出さないということになりますと、家を建てようという人たちが決断ができないということになってしまいますので、ぜひ早いうちの結論を出していただくようお願いをして次に移ります。

次、都市計画についてであります。まずゆとり居住地域の問題ですが、4点ほど条件をつけながら条例をつくってやっていくということでありました。今年度の話だと思っておりますが、庁内の検討委員会をつくって素案、そして住民の意向調査をするということですが、これは今年度ですか、ちょっともう1回確認します。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 今年度でございます。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 話がちょっとごちゃごちゃしちゃうんですけれども、最終的には線引きをするかしないかというところに入ってしまうんですけれども、もともと昭和46年ですか、線引きをして市街化区域、市街化調整区域をつくったわけですね。それ以前に昭和43年の4月1日に伯仙町も合併をしていたんですけれども、都市計画区域に入れたところは旧伯仙町を除いた区域に線引きをしたということなんです。そういう中で昭和46年以降、いろんな形で市街化調整区域も一定の要件を満たせば家が建つということで、ほとんどが農家分家住宅じゃないかと思うんですけれどもかなりの家が建つと思うんですが、このことが市街化区域、そして市街化調整区域を守ってきた、いわゆる秩序ある開発がされてきたかどうか、そのあたりについての見解を求めます。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 担当部長に答弁させます。

○（生田議長） 中井建設部長。

○（中井建設部長） 46年、確かに線引き制定して今日に至っております、

やはりこの制度があるおかげで市街化区域はきちんとその制度に基づいて整理された市街化が進んでいると。調整区域につきましても調整区域の要件を満たすような状況にあるというふうに存じております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） その効果が上がっているとそういう答弁だったんですけども、最初の市長の答弁の中にも伯仙地域では無秩序な開発がなされて非常にいけないみたいな形で、今後は都市計画区域に入れるという方向で検討するみたいなそんな答弁もあったと思いますが、ちょっと私は違うように考えていて、伯仙地域で大きな開発が幾つもされて、そこは開発要綱、開発指導に従って結構大きい道路をつけながら開発がなされていていっているというふうに私も考えております。近くに住んでるということもありましてそういうふうに考えているんですが、逆に市街化区域ということで指定をされた地域はものすごいスピードで開発が進んで、先ほども申し上げましたが本当に狭い道路に隣接しながら車も入れない、そういった地域が多数あるんでないのかと思うんですが、そのあたりの認識はいかがですか。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 担当部長に答弁させます。

○（生田議長） 中井建設部長。

○（中井建設部長） 質問の趣旨は市街化区域の中にどんどん家が建ってきて無秩序になっているのではなかろうかということですが、やはり市街化区域を設定したという部分もございますけれど、家を建てるのは建築基準法というのがまだ次でございます、やはり御案内のように公道2メートルに面するというようなことも規制がございます。だからそういうあらゆる法律のもとに市街化区域の中で開発されておりますので、そういうふうな無秩序な状況というふうな状況はあるというふうには思っておりません。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 無秩序か無秩序ではないかというのは、やっぱり個人のいろいろな尺度があると思いますので、いわゆる緊急車、救急車だとか消防車、特に救急車については最近高規格救急車にどんどんなってます、大きくなって入れないところが多数あると思ってるんですが、これは通告をしませんから答えられないでしたら答えられないというふうに答えていただいて結構ですが、建設部長が把握してるいわゆる緊急車が入れない区域というのはどれくらいあるというふうに考えておられますか。

○（生田議長） 中井建設部長。

○（中井建設部長） 具体的には質問の通告がございましたので手元にはございませんけれど、考えられますのは46年度以前に市街化が促進されました三本松地域、それから旧市街地でいきますと灘町地区だとか糞町地区とかそういうようなところがあるかというふうに考え……

（「錦町が抜けとるがな」と室議員）

失礼しました。錦町地域等もあろうかというふうに思います。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 消防局長もいらっしゃりながら聞きましてどうも失礼しました。秩序ある開発というのはやはり市民生活がまともに、まともについていきますか本当に安心して暮らせる、そういったところが秩序ある開発ではないかなというふうに考えています。そういった意味からすれば、残念ながら私はこの46年の線引きが本当に成功したというふうには考えていません。特に市街化調整区域の方では、いわゆる分家住宅という形で、分家住宅に名を借りた住宅というものが多数、たくさん建っていると思っています。それが昭和46年以降に建ったものがもうそろそろ改築の時期が参ります。そういったときに本当に法律に従ってもう許可を出さないといったことができるのかどうかといった問題は生存権にかかわる問題でありまして、今後当局の方では本当に検討されなければならないとそういうふうに思います。あわせてその線引きが妥当かどうかということでもう1つつけ加えますが、周りの町村、いわゆる西伯町、岸本町、そして会見町、こういったところで、米子市に隣接するところで大きく団地開発がされていると思うんですが、どれぐらいの住居が建っているというふうに認識されているかちょっと伺います。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 今手元に資料はございませんけども、担当部長の方で答えられれば答えさせたいと思います。

○（生田議長） 中井建設部長。

○（中井建設部長） 近接市町村でどれだけの住宅が建っているかというのは具体的には確認しておりませんが、相当数開発されているだろうというふうに思っております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） 西伯町でいきますと東町、そして岸本町でいきますと181号線沿いにあるものと五色ヶ丘、そういったところ、大きく団地開発がされております。本来この米子市の中に市街化区域、あるいは市街化調整区域といったところの線引きがなければ、これがうまく開発指導していきながらの前提ですが、そういった方たちは米子市内に家を求められたのではないかなとそういうふうに思う次第です。特に前回の都市計画区域の設定は米子境港都市計画区域という設定になってまして、いわゆる生活圏になってないんですね。生活圏でいくと西伯町、岸本町、会見町、そういったところも、あるいは日野郡も含めての生活圏だと思うんですけれども、本来そういった生活圏の全体を含めて都市計画区域に設定すべきではないかと考えるんですが、ちょっとそれについての見解を求めます。

○（生田議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 担当部長に答えさせます。

○（生田議長） 中井建設部長。

○（中井建設部長） 議員おっしゃいますように、やはり生活圏一体となったような都市計画が定まることによって土地利用計画が理想的に進むというふうには思っております。

○（生田議長） 森議員。

○（森議員） もう時間がないんですけれども、先例地、昭和63年に都城市がこの線引きを撤廃をしています。そしてことしの5月には香川県で、多くの市でこの線引きを全部撤廃をいたしました。これはいわゆる法の網の目をくぐる開発がどんどんどんどんなされていって、いわゆる線引きの効果がなかったという反省のもとにそういう形になっているわけです。私はきょうの質問でこの線引き制度がなくなるというふうには全然考えておりませんで、今後議論していく必要があるのではないかなと考えているんです。この西部圏域を全部含めて、特に市長にお願いをしたいんですが、この都市計画というのは米子市だけで解決できる問題ではなくて、周りの町村、新しくできる南部町や伯耆町、こういったところを含めながらいかに生活圏を含めての都市計画をつくっていくかといった問題が大きな問題だと思っています。特に淀江町は線引きをしていない都市計画区域、そして伯仙地域は都市計画区域に入っていない地域、新しい市では3つの制度が同時に動くということになります。そういうことをどういうふうに整合性をとっていくのかというのは大きな問題です。今後線引きの廃止も含めながら、こういったことを検討していただきたいということを申し上げて終わります。